

Ⅵ 救済委員のことば

1 「子どもから寄せられる「死にたい」

というメッセージ」

～代表（平成 24 年度）子どもの権利救済委員

市川啓子

2 「頼りがいのある子どもアシストセンターとは」

～子どもの権利救済委員 吉川正也

VI 救済委員のこぼ

—子どもから寄せられる「死にたい」というメッセージ—

代表（平成 24 年度）子どもの権利救済委員

市川 啓子

「胸の中がいっぱいなのだけど、言葉にするとどれも本当ではないような気がしてお話ができない」。長い沈黙の後にぽつりとつぶやいた女子中学生のことが思い出されます。特にきっかけはなくても、相手との間により関係が作られ安心できると感じると、多くの子どもたちは少しずつ自らの言葉を探し当て、語りだしてくれます。

札幌市子どもアシストセンターは、本年度も、侵害されたある権利の救済ということのみではなく子どもの育ち全体にかかわる、あるいは子どもの育ちを支える視点をもちつつ、「子どもの権利」を広義にとらえて活動を進めてきました。

当センターの活動の特徴ともいえるべきメールによる相談は、その匿名性の高さから、面談や電話相談と比べて子どもの本音をより直接的に受とりやすいといえます。特に、自分の現実を知られるのは避けたいけれども、心の中に生じている苦しみや深刻な悩みは誰かに聞いてもらいたいという子どもの場合には、利用しやすい相談手段となります。

子どもからの「死にたい」というメッセージは、深刻な相談の中でもとりわけ受け手の側にとっては心が大きく揺れてしまうもののひとつですが、私たちはそれをどのように理解し対応すべきか、なかなか明快な答えはみつからないというのが実情です。本稿では、子どもアシストセンターに本年度中に寄せられた「死にたい」「消えてしまいたい」という子どもからのメールを分析し、今後のよりよい対応にむけて内部研修を行った結果を紹介したいと思います。

1 「死にたい」と寄せられた相談

平成 24 年度中に寄せられた「死にたい」という相談の件数は実数で約 40 件でした。ほとんどはメールによる相談ですが、内訳をみると中学生からのものが相対的に多くなっています。また、そのような深刻な内容が寄せられるのは時期的には 4 月と 9 月に多く、週でいえば月曜日、そして時間帯では 16 時から 17 時台が多いという統計の結果が出ています。

少ない数字から確定的なことは言えないのですが、思春期の中でもとりわけ難しいとされる年齢の子どもたちから、一学期、二学期の始まりの時期に多く寄せられる傾向がうかがえます。また、時間帯については、予想に反して、真夜中などではなく学校生活と家庭生活の間のひと時と思われる時間に集中しています。友人や教師、家族などの人間関係から解き放されるわずかな合間に不安感や孤独感を強く感じ、ふと誰かに聞いてもらいたくなるといった様子がメールの先に垣間見えます。

「死にたい」と寄せられるメールの内容は、おおよそ以下のようなメッセージに分類することができます(複数選択)。

- ① 直接「死にたい」という表現を使っているもの (40 件)。

例：追いつめられていて死のうと思う

死んだら楽になれると思う

- ② 生きていても意味がないという内容 (39 件)。

例：生きていて意味が分かりません

生きているだけ損みたい

- ③ どうしたら楽に死ねるか、等の手段について〈10件〉。

例：誰か殺してくれないかと思う

楽な死に方を教えてください

- ④ 実行しようとしたことがある〈6件(このうち未遂は2件)〉。

例：死ぬためなら何でもやります

注目を浴びたかったから

2 相談内容から、背景として読み取れること

自ら命を絶とうとする行為は、いくつかの要因が複合して起きることが多いといわれます。事実を調査し原因が明らかになる場合もありますが、直接的な要因の特定が困難なケースでは、環境からもたらされるストレスが重なりあって本人には心理的に大きな負担となっていたことも推定されます。このような心理的な重圧を少しでも減らすためには、周囲が子どもの苦悩に耳を傾け、気持ちをくみ取っていくことが大切ですが、同時にどのような背景があるのかを理解することも必要です。

表現されている言葉から推測される背景（複数選択）

背景・要因		件数	主な内容・備考
環境	家庭	12	母との関係、家族の不和、無理解
	友人	9	いじめ、意地悪、悪口、(周囲への)合わせ過ぎ
	学校	5	担任との関係、部活の人間関係
内面	孤立感	6	理解してくれる人がいない、一人ぼっち
	不安感	5	漠然とした不安
	精神疾患	2	通院、入院歴あり
その他		2	報道で注目されるから
言及なし・不明		7	

環境要因としては、家庭・友人関係・担任との関係・部活での軋轢などがあげられています。また、個人の内面的な要因として、孤立感や漠然とした不安感が表現されています。精神疾患によるものも少数ですが見られます（本人からのメールの中に、心の病で病院にかかっているという表現があるケース）。

家庭や学校生活のなかで「自分はダメな人間である」「生きている価値がない」と感じる経験がいくつか重なりあい、孤立感や不安感が増幅して、自分自身を否定的にとらえるだけでなく、生きることそのものに否定的になってしまうあり方がそこには見えてきます。

〈相談事例〉

〈中学2年 女子生徒〉

生きる気がないから、何をしても意味がない。生きていて何がいいかわからない。自分は必要がないし居るだけでみんなの邪魔。クラスの男子には馬鹿にされるし、家に帰っても親は勉強のことしか言わない。苦しくて毎日が地獄のよう。

小学校の時は仲のいい友達もいたけれど、中学になってからは、周りの人が自分をいやな子だと思っているような気がして、話しかけられない。いじめられているわけではないが、仲のいい人たち同士が話しているのを見るとその場を離れたくなる。

きちんとした大人になれるわけがない。未来に何の希望もないなら今で終わりたい。

(プライバシーを守るため、加工を加えています)

3 相談員の対応

相談員の対応は、ケース・パイ・ケースであるのはもちろんですが、「死にたい」「消えてしまいたい」と記されたメールへの返信には以下のような共通項がみられます。

- ・気持ちに寄り添う：つらいことがあったのですね
何があったか話してくれませんか
気持ちを少しずつ吐き出してみてください
- ・心配を伝える：心配しています
体調は大丈夫ですか
身近な人は心配していませんか
- ・応援している：気持ちの整理を手伝いたい
一緒に考えましょう
- ・「死にたい」には触れず、具体的な悩みについて問いかける：
友達からひどいことを言われて傷ついたのですね
家族のことが心配なのですね

メールのやり取りが重ねられ気持ちが具体的な言葉で表現されてくると、受け手の側としては話し言葉よりも子どもの気持ちにじっくりと向き合うことが可能になります。反面、どこから誰が発信しているかわからないために、相談者が危機的な状況にあっても具体的な対応は困難です。本年度中では、1件においてのみ、緊急性があると判断して他機関との連携を行いました。

4 「死にたい」に込められたメッセージ

危機介入が困難なことから、書きあらわされた言葉の先にある子どもの状態や危険度をできるだけ正確にとらえることが大切になります。相談者がメールで気持ちを文字にあらわすことができるということは、ある程度落ち着いた心の状態にあり状況を客観視していることが推測されます。この意味で、さしあたっての大きな危機はないと判断される事例がほとんどです。つらい気持ちを否定せずに受け止めてから、混乱した気持ちの整理や具体的な対応を共に考えていく道筋がそれぞれのケースに見られます。

自ら命を絶とうとする行動を予見することは身近な人にとっても難しいといわれます。特に、日常の行動にはそれほど危機的な様子が現れていない場合はなおのことです。

子どもアシストセンターへの相談者の中で、不幸にして実際に自らの命を絶った子どもがいるかどうかを正確に知る手段はないのですが、事例ごとの詳細な分析を行うと、それらは本当に「死にたい」というよりも、「死にたいくらい」という修飾語的な意味で発せられていることがわかります。相談

員は、危険度から見ると一つ一つの事柄はそれほど切迫しているようには思えない場合も、まずは、相談者自身がそのような苦しい思いを誰かに聞いてもらうという行動がとれたことを評価します。そして子ども本人にとっては乗り越えがたい大きな困難に見えていることに思いを馳せ、共感的に対応します。

最初は「死にたい」というメッセージであっても、やり取りを重ねるうちに家庭のことや学校でのことなど具体的な悩み相談になっていくことが多いのですが、気がかりなのは交信が途絶えてしまう事例です。できる限りその後の状況の把握に努めてはいるのですが、中にはこちらからの連絡を望まない相談者もいるので、その後の対応は事例ごとに検討することになっています。

「悩みが解決」または「死にたい気持ちが解消した」と書いて寄せてきたのは6件でした。どれも相談員に対して(あなたがそこにいてくれてよかった。ありがとう)といったようなメッセージが添えられています。苦悩に共感し、良いところを認めて励ましてくれる他者の存在が、時には子どもの命にもかかわる重いものであることを改めて感じさせられます。

(いちかわ けいこ 札幌学院大学教授)

頼りがいのある子どもアシストセンターとは

子どもの権利救済委員 吉川 正也

1 今年度の活動実績について

私は、平成 24 年 4 月 1 日から、子どもの権利救済委員を務めさせて頂き、一年間が経過しました。ここで、この一年間を振り返って活動状況を検討し、更に次年度につなげていきたいと考えます。

子どもアシストセンターには、平成 24 年度の一年間に、3,925 件の相談が寄せられています。この中で新規相談は 1,197 件であり、うち電話にて相談開始したものが 699 件、メールにて相談開始したものが 481 件でした。そして一年間の累計としては、電話相談では延べ 1,232 件、また、メール相談では延べ 2,543 件となっています。

このことから、単純計算すれば電話相談では 1 件あたり 2 回くらいで終わっているのに対し、メール相談では、1 人で平均 5 回くらいとより多くの相談を重ねていることがわかります。電話、メールともに、特定の人が多く回相談している現状がありますが、メールの場合には、単文や一行メールのようなやり方で相談を繰り返す方がいることを考えますと、より一層その傾向が強いということが言えます。

こうした相談の状況に対し、救済の申立ての件数をみますと、平成 24 年度の一年間で 1 件にとどまっています。その一方で、相談時の調整活動については 18 ケースで、223 回に及んでいます。この調整活動のうち、児童相談所への虐待通告 6 ケース（9 回）を除きますと、調整をした 12 ケースについて、214 回の調整活動を行っていることがわかります。従って、これも単純計算では調整をした 1 ケースあたり約 18 回の調整活動を行っていることになります。

こうしたことを、どのように捉えていくべきなのでしょう。今までの実績を十分評価しつつ、子どものために、これまでの実績を踏まえて、更に頼りがいのある子どもアシストセンターにしていこうと考えています。

2 調整活動の積極的活用

この一年間、救済委員として現場にいて、子どもアシストセンターにいる相談員が、電話やメール、あるいは面談という方法で、適切な対応をしてきていることを実感しています。

子どもアシストセンターの電話相談では、1 時間、場合によっては 2 時間をも超えるような相談があります。この場合でも、相談員は子どものために何が出来るかということから、粘り強く、詳しく内容を聞きながら、適切な助言をしております。7 名いる相談員は、それぞれの経歴や経験、そして個性を生かして、子どものためにという立場から相談活動を行っています。

また、調整活動等を行う調査員も、調整活動に入ることを前提とする場合は勿論、そうなるか否か明らかでない事案においても、相談員とともに、事実を聞き、必要な調整方法の予測を立てながら、相談者の要請を受けて、調整活動に入っていくことが多いことができます。

しかし調整先では、はじめのうち、必ずしも当センターについて好印象で受け入れられないことがあります。逆に、当センターの介入に抵抗感を示される場合もあるようです。それでも、子どものた

めに何が最も良いことか、調査員や相談員が調整先と話し合いを重ね、結果として、調整先からも信頼を受けるようになります。こうした作業のため、信頼関係をつくるためにも、1 ケースあたりの調整回数が多くなっていくわけです。子どものために良い結果となるように努めているからこそ、調整の回数が増えるわけです。

こうして、調整先において、子どもアシストセンターが、子どものために動いていることを知って頂くと、それまでの対応が変わり、子どものためにどうするかを調整先と調査員や相談員と一緒に考えて頂けるようになります。

調整活動は、相手方と子ども、その家族をも含む複雑な関係を、子どものために協力しあう作業です。お互いの主張をそのまま述べるだけでは、解決が遠くなります。これを調整することは熱意と根気があることですが、子どものことを中心に置くことで、良い方向に解決が進んでいくものと考えます。

従って、これからも、この調整活動は子どもアシストセンターにおける権利救済の手法として大変重要ですし、子どもの権利救済活動の大きな柱です。今後、もっともっと、より積極的に活用されるようにしていくことが必要と考えます。

3 メール相談や電話相談から面談相談へ

一年間の相談活動等に接してきて、札幌市では、子どもの権利の救済に関し、メール相談が大きな役割を担っていることが明らかです。平成 24 年度のメール相談は 2,543 件あり、その相談数は、相談全体の 64.8%となっています。

メール相談の特長としては、いつでも自分の好きな時に、自分の氏名等を明らかにせず、相談できることが挙げられます。どこの誰かを明らかにせず匿名で相談することで、安心して相談できるということです。

こうした相談が、全体の件数の 6 割を超えるということから、メール相談がいかに子どもの相談において有効な方法であるかを示しています。様々な悩みをメールで打ち明け、それに対してメールでの返信を受け取り、「問題なり悩みを解消できた。相談員さん、どうもありがとう」という御礼のメールがくるのが相当数あります。

また、子どもアシストセンターでは、平成 24 年度の電話相談が 1,232 件あり、全体の 31.4%となっています。この電話相談も重要であることは当然です。メール相談と電話相談で約 96%になっています。

しかしながら、メール相談の場合では、救済すべき事案で、住所がわからない、氏名もわからないという問題が生じます。悩んでいる子どもに対し手を差し伸べたいときに、その子どもを把握できないということです。従って、子どもの権利の救済を具体的に行うことが困難ということがいえます。また、電話相談でも、実際に調整活動を行うときには、やはり、面談をしないと不明なことが多く、電話だけでは十分な調整活動ができない場合があります。

そこで、今年度は、メールや電話での相談では本人の姿が今ひとつよく見えないので、これまで以上に、面談を多くしようと試みてみたのです。子どもに直接会い、母親らに来てもらったうえで、相談内容をよく聞く。目と耳と雰囲気から問題を感じ取って、より適切な助言をし、更には、調整の依頼や救済申立てが出来るようにしていくべきと考えたのです。

子どもの権利の救済という立場を考えれば、救済を要すると思われる案件については、可能な限り

面談を行い、実際に調整や救済に結びつけていくことが、この子どもアシストセンターでは求められていると思っています。面談なしには、効果的な調整活動や救済申立てが難しい場合もあります。これを意識して、より積極的な活動へ結びつけるようにしたいと思います。

また、子どもがこのセンターに来られないとき、こちらから相談をしたい子どもに近づいていく方法も考えなければなりません。児童会館などでの出張相談も、実現していきたい課題の一つであると思います。子どもアシストセンターに来られないような子どもでも、近くの児童会館で相談できるようにしたいからです。

4 頼りがいのある子どもアシストセンターとは

子どもや母親から、一見軽微なことと思われることを相談されることがあります。例えば、子どもから学校生活での悩みについて相談があった際、時には「それは、学校の先生に相談してみてもいいですか」と回答することがあります。これは、子どもがもつ悩みの内容が、子どもアシストセンターによる調整が欠かせないといえる種類のもではなく、子ども自ら対応する能力をつけることを期待して、いたずらに調整に介入しない方が、子どものためになるのではと判断されるような場合です。

しかしながら、一方で、子どもや母親らが、他人には軽微と思われるようなことでも、自分なりに悩んで、子どもアシストセンターに相談をしにきたことを考える必要があります。やはり、子どもや母親なりが、直接、学校に言うことが困難なのだろうとも想像します。子どもが、自ら学校の先生には言いにくいというような問題で、子どもに任せておいたらその状態が良くならないと思われるようなときには、小さなことでも、子どもアシストセンターとしては、一歩前に出ることが求められていると考えます。

中には、子どもアシストセンターを利用して、自分の主張を通そうという考えの方もいるかもしれませんが、しかし、子どもの立場に立って、本当に子どものためになることを考えれば、軽微なことでも子どもらの力になるように努める必要があると思っています。

子どもアシストセンターには、平成 24 年度中に実件数として 1,197 件の新規相談があり、これらに対して調整活動と救済申立てによる活動を行った件数は、合わせて 19 ケースでした。

これから、子どもアシストセンターが、メールや電話の相談から、一歩踏み出した活動をするようにさらに意識をしていくことで、市民や子どもにとって、子どもアシストセンターが頼りがいのあるところと認識してもらえたいと考えます。

5 いじめ問題に向き合う

子どもアシストセンターの活動で、いじめの問題は、重要かつ緊急性のある問題でありましたし、今後もこの問題は大きな課題と考えます。

大津市で中学生が自殺し、それがいじめによる問題であったということが、新聞等で報道されています。札幌市においても、平成 24 年に、結果としてはいじめではなかったと考えられていますが、中学生が自殺する事件がありました。

このように、幼く若い中学生が、これからの人生を自ら断念するようなことは、見逃しておくことはできません。どんなことがあっても、生きていくことによって、自らの可能性を現実化できることを知ってもらいたいと考えます。

子どもアシストセンターにおいて、もし、このような子どもが相談に来たらどう対応していくのか。

また、もし、こうした子どもが子どもアシストセンターに相談に来ていないとしたらどうすればいいのか。子どもの立場に立った相談をしていることを子どもたちにどうやって知らせることができるのか。課題は尽きません。

どんなに努力しても中学生のこうした事故をなくすことができないとは思いません。もし、子どもアシストセンターに相談に来てもらっていないのであれば、そうした子どもに相談に来てもらえるようにしなければなりませんし、今後は、各機関が協力しあって、絶対にこのような事故を起こさないようにしたいと考えます。

平成 24 年 12 月、大阪の桜宮高のバスケットボール部で高校生が自殺する事件が発生しています。そして、平成 25 年 3 月の報道では、札幌市の子どものアンケートで、「いじめられたことがある」と答えた児童、生徒数が、2 万人を超えたことも明らかにされています。

いじめといっても、内容は様々であり、その一つ一つについて、子どもアシストセンターが全て対応できるとは言えませんが、子どもアシストセンターに来る相談の一つ一つを丁寧に取り扱っていかねばならないと考えます。

子どもの未来が明るくなければ、それは、私たち大人の未来が明るくないことと同じであると思います。札幌市の子どもには、北国で豊かに生きていくことが認められた子どもの権利条例があります。ぜひ、子どもたちに、明るい展望を持ってもらえるように努めたいと考えます。

(よしかわ まさや 弁護士)